

卒業の認定に関する方針について

教育理念に基づき、以下の卒業時の到達目標を身につけた者に卒業を認定する

- 1) 人間を理解し、生命の尊厳と個々の人格を尊重する態度を養う。
 - (1) 命を尊ぶことができる。
 - (2) 自分自身を大切にすることができる。
 - (3) 自己および他者を、ありのまま受止めることができる。
- 2) より良い人間関係を築く能力を養う。
 - (1) 豊かな表現力を身につけることができる。
 - (2) 対象との間に信頼関係を築くことができる。
- 3) 看護の対象である人間を統合的に理解する。
 - (1) 対象者を身体的・精神的・社会的に統合された存在として理解できる。
 - (2) 対象者を発達段階から捉えることができる。
 - (3) 対象者をあらゆる健康の段階から捉えることができる。
- 4) 看護の知識と技術を身につけ、さらにこれを活用し得る能力を養う。
 - (1) 個別的な看護が実践できる。
 - (2) 科学的根拠に基づいた看護を実践できる。
 - (3) 発展的思考を身につけることができる。
- 5) 保健医療福祉チームの一員として看護を実践し、協働活動できる能力を養う。
 - (1) 社会の変化に関心を持ち、看護に対するニーズを理解できる。
 - (2) 保健医療福祉領域の中で看護師の役割を理解できる。
 - (3) 他職種との協働活動ができる。
- 6) 自己の看護観を育み、専門職業人としての態度を養う。
 - (1) 看護に対する見方、考え方を明らかにできる。
 - (2) 看護倫理、法的基準に基づき看護が実践できる。
 - (3) 主体的に自己の課題を見出し、継続して研究する姿勢を身につける。

併せて、講義、臨地実習等に必要な出席時間数と授業科目の評価により、単位認定を行う。

- (1) 出席時間数が授業時間数の3分の2以上
- (2) 授業科目及び臨地実習の評価
優(80点以上)、良(70点~79点)、可(60点~69点)、不可(60点未満)
可以上を合格とし、合格者に授業科目の履修認定を行う
- (3) 大学、高等専門学校、養成施設等に在学していた者は、既修得した単位が
当該科目の認定要件を満たしていれば、単位の認定を受けることができる

出席日数の3分の2以上を満たし、すべての授業科目の単位認定を受けた者について、学校運営会議の議を経て卒業を認定する。

以上